

避難行動要支援者支援制度実施要綱

平成 18 年 1 月 30 日施行

平成 23 年 8 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 1 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震その他の災害時に人的被害の防止又は軽減を図るため、障害者、ひとり暮らしの高齢者などに対する支援が地域社会の中で円滑に行われるようにすることを目的とした避難行動要支援者支援制度（以下「制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(要支援者)

第 2 条 この要綱において「要支援者」とは、次に掲げる者のうち災害時等における地域での支援を希望するものであって、支援を受けるために必要な個人情報（以下「個人情報」という。）を地元の自主防災会、民生・児童委員及び近隣者等の地域支援者（以下「自主防災会等」という。）に提供することに同意したものをいう。

(1) 身体障害者のうち肢体不自由の障害の程度が 1 級から 3 級までのもの及び視覚障害の程度が 1 級若しくは 2 級又は聴覚障害の程度が 2 級のもの

(2) 知的障害者のうち障害の程度が A 判定のもの

(3) 精神障害者のうち障害の程度が 1 級のもの

(4) ひとり暮らし高齢者

(5) 在宅の要介護高齢者であって要介護 3 から 5 までのもの

(6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にあると市長が認めたもの

(要支援者の登録)

第3条 市長は、次条により要支援者の登録を行うものとする。

（要支援者の登録の手続）

第4条 要支援者又はその保護者等（以下「要支援者等」という。）は、要支援者の登録をしようとするときは、避難行動要支援者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載して、第2条第1号から第3号までに該当する要支援者に係る申請書は福祉部障害福祉課に、同条第4号及び第5号に該当する要支援者に係る申請書は福祉部介護高齢課に、同条第6号に該当する要支援者に係る申請書は福祉部障害福祉課又は介護高齢課に提出するものとする。この場合において、当該要支援者等は、近隣者等の地域支援者の記載に当たっては、あらかじめ、それらの者の同意を得るものとする。なお、地域支援者の記載が困難な場合においても、申請は可能とする。

（登録台帳の作成等）

第5条 市長は、要支援者等から申請書が提出されたときは、豊川市避難行動要支援者登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）を作成し、該当する自主防災会及び民生・児童委員に送付するとともに、併せて、要支援者等には申請書の写し及び緊急情報キットを、地域支援者には地域支援者登録通知書（様式第3号）を送付するものとする。

（自主防災会等が行う支援活動）

第6条 自主防災会等は、要支援者に対し、制度に基づく支援として次の活動を行うものとする。

- （1）平常時における声掛け、相談、防災訓練の参加支援等
- （2）災害時における避難誘導、救出救助、安否確認等

（登録台帳情報等の取扱い）

第7条 自主防災会及び民生・児童委員は、登録台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、登録台帳に記載された事項（以下「登録事項」という。）が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

- 2 自主防災会及び民生・児童委員は、前条各号に掲げる利用の目的以外の目的で登録台帳を利用してはならない。
- 3 自主防災会及び民生・児童委員は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を終えた後も、同様とする。
- 4 自主防災会及び民生・児童委員は、登録台帳を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（登録事項の変更）

第8条 要支援者等は、登録事項に変更が生じたときは、申請書により速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の申請書により登録事項に変更が生じたことを知ったときは、登録事項を修正し、修正後の登録台帳を該当する自主防災会及び民生・児童委員に送付するものとする。

（登録の取消し）

第9条 要支援者等は、登録の取消しを求めるときは、避難行動要支援者登録取消届書（様式第4号。以下「取消届書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の取消届書の提出を受けたときは、速やかに登録を取消すものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、要支援者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該要支援者の登録を取消することができる。

（1）死亡したとき。

（2）市外に転出したとき。

（3）入院又は施設入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

（4）第2条各号に該当しなくなったとき。

（5）所在が不明なとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。